

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画更新年度	平成26年度
計画変更年度	平成28年度
計画更新年度	平成29年度
計画変更年度	令和2年度
計画更新年度	令和2年度
計画主体	大館市

## 大館市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 大館市役所 産業部林政課  
所在地 秋田県大館市字中城20番地  
電話番号 0186-43-7147  
FAX番号 0186-49-3133  
メールアドレス sinrin@city.odate.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	秋田県 大館市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和2年）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ツキノワグマ	豆類	0.12	48
	果樹類	0.21	138
	小計	0.33	186
カラス類	水稲	0.60	700
	果樹類	0.24	612
	小計	0.84	1,312
ニホンザル	豆類	0.02	10
	果樹類	0.04	13
	小計	0.06	23
イノシシ	-	-	-
	小計	0.00	0
ニホンジカ	-	-	-
	小計	0.00	0
合計		1.23	1,521

### (2) 被害の傾向

#### ツキノワグマ

冬眠の明けた4月下旬頃より主に山沿いで目撃されるようになり、親離れしたばかりの子グマが餌を求め日中に集落近くで目撃されている。目撃や農作物被害の情報件数は、平成29年度をピークに年々下降傾向にあるが、山林で木の実などのクマの食物が不足しているためか、春から秋にかけて果樹の枝折や養蜂、果樹、枝豆、トウモロコシ、水稲、栗の食害が発生し、農作物の収穫時期に多く発生している。農作物被害に加え、近年は通学路や市街地出没も多くなり人身被害の危険性も高まっている。

#### カラス類

市街地ではゴミの散乱、糞の被害が深刻な問題となっている。  
農作物については、毎年春先に農作物の芽抜き被害が発生しており、果樹の収穫時期になると食害が多く発生し、中山・曲田地区の果樹地帯が特に多い。

### ニホンザル

目撃情報のみであったが、平成27年に初めて比内町大葛地区で農作物の食害が確認され平成28年には早口字岩野目地区でも食害が確認された以降、年々、目撃情報・農作物被害などが増えてきおり、地区として、比内町大葛地区、早口字岩野目～大淵地区、岩瀬字蛭沢～大石渡地区の3地区である。

主な農作物被害として、トウモロコシ、リンゴ、ネギ、枝豆、柿である。

### イノシシ

平成28年5月に初となる目撃と車との事故死により個体の確認となった。平成29年に初の農作物被害が外川原地区で確認された以降、年々出没件数や出没地区が拡大し農作物被害、水田の踏み倒し、あぜ道の破損などが増加傾向にある。

### ニホンジカ

平成27年8月に長坂地区で列車と衝突し2頭が事故死したことで、初の個体の確認となった。その後は目撃や被害などの報告はなかったが、近年では、平成29年9月に池内地区で1頭の目撃と令和2年10月に衝突事故による1頭の死亡個体が確認された。農作物被害や森林被害は確認されていない。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和5年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	0.33	186	0.30	167
カラス類	0.84	1,312	0.76	1,181
ニホンザル	0.06	23	0.05	21
イノシシ	被害なし	被害なし	0.00	0
ニホンジカ	被害なし	被害なし	0.00	0
計	1.23	1,521	1.11	1,369

各鳥獣とも現状値より10%軽減を目標とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p><b>ツキノワグマ</b> 出没や農作物被害があった時は実施隊員により銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p><b>カラス類</b> 農作物被害を防止するため春から夏の一斉捕獲や猟期期間中の捕獲を実施した。また、猟期期間中の活動に対し助成を実施した。</p> <p><b>ニホンザル</b> 出没や農作物被害があった場合は、爆竹や轟音玉などを使った追払いと、実施隊員による銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p><b>イノシシ</b> 出没や農作物被害が増加傾向にあり、実施隊員により銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p><b>ニホンジカ</b> 目撃の情報はあるものの農林産物の被害は確認されていないため対策は講じていない。</p> <p><b>実施隊員の確保</b> 捕獲従事者を育成するために、新たな狩猟免許取得者に対し取得経費の助成を実施している。</p>	<p>捕獲等は実施隊員により実施され箱わな20基による捕獲活動を実施しているが、出没が多い場合の効果的な捕獲方法や隊員への負担軽減が課題である。</p> <p>被害防止のため、毎年一定数の捕獲を行っているが、捕獲のみによる対策では被害の抑制に限界がある。</p> <p>群れの数や生息数、生息域などの情報が少ないため、場当たりの対応となっている。捕獲活動を行っているが警戒心が強く捕獲が困難である。</p> <p>警戒心が強い動物であり箱わなによる捕獲活動では困難であるため、くくり罠などを使用した新たな捕獲活動が必要である。</p> <p>生態や行動、捕獲などの知識等が不足しているため研修会などを開催し被害が確認された場合に備える必要がある。</p> <p>狩猟免許所持者の減少と高齢化により実施隊員の負担が増加している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>対象鳥獣に対し、農作物被害を防ぐため、防護網や電気柵の設置や残渣や放任果樹などの撤去の指導を行っている。 農作物等の被害防止のために電気柵設置経費の助成を実施している。</p>	<p><b>防護網</b> 農作物を網で覆ったりしているが、畑や果樹など広い範囲を覆うことが困難であるほか、わずかなすき間を見つけて侵入するため対策が必要となる。 農作物被害が収穫時期と重なるため撤去の判断が難しい。</p> <p><b>電気柵</b> 農作物や養鶏などの被害防止に絶大な効果があるが、草刈りなどの維持管理に労力を要する。</p>

### ( 5 ) 今後の取組方針

対象鳥獣に対し鳥獣被害対策実施隊を中心とした被害防止活動を実施し、基本的に被害防止対策を講じても被害の軽減・防止が出来ない場合や、住民の生命等に係る被害が生じる恐れがある場合に、銃器や箱わな等による捕獲や追い上げ、追い払いを行うとともに、残渣や放任果樹等におびき寄せられることのないよう、除去についても周知徹底を図る。

#### 被害防止対策

- ・ 目撃情報があった場合は関係機関と連携をとりながら被害防止策を講じる。
- ・ 農作物被害の軽減や防止に向け電気柵の購入経費に対し助成を行う。
- ・ 実施隊員の確保のため、新たな狩猟免許取得者に対し取得経費の助成を継続して行う。
- ・ ゾーニング管理を行い市と地域住民と関係機関が一体となって緩衝帯などの整備を行い被害の軽減や防止の活動を実施する。
- ・ 市街地等におけるツキノワグマの出没については、関係機関ごとの体制、役割分担及び対応、連絡体系について、別途作成した「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に基づき対応する。
- ・ 実施隊員の確保や射撃の技術向上のため地元射撃場の整備などを行う。
- ・ イノシシの出没や農作物被害防止のため、くくり罠等の研修や研究を行う。
- ・ 住民と連携した通学路周辺の草刈りを実施する。
- ・ 野生鳥獣の移動路となる河川の整備を行う。

## 3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### ( 1 ) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年7月1日に大館市鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は市職員及び市内猟友会員で構成し、市職員は市長が指名、猟友会員は市長が任命する。この中で、主として対象鳥獣の捕獲作業に従事する猟友会員については、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。

農林業従事者等からの依頼を受けて、実施隊の中心メンバーである猟友会員が実動部隊として捕獲等の被害対策を行う。

捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃を使用できる隊員については所持・携帯させ、周囲の安全を確認したうえで捕獲を行う。

( 2 ) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	ツキノワグマ カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<p>秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）（以下、「第4次ツキノワグマ管理計画」という）に基づき取り組む。</p> <p>秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ニホンザル）（以下、「第4次ニホンザル管理計画」という）に基づき取り組む。</p> <p>秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（以下、「第1次イノシシ管理計画」という）に基づき取り組む。</p> <p>秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）（以下、「第1次ニホンジカ管理計画」という）に基づき取り組む。</p> <p>研修会を開催し実施隊員の資質向上などに努め効果的な捕獲に努める。</p> <p>猟友会と新規狩猟免許取得者の確保、育成について協議を行い支援する。</p>

( 3 ) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方
<p><b>ツキノワグマ</b> 農林業に被害をもたらす有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先し、農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第4次ツキノワグマ管理計画」に基づく捕獲計画数の設定を行い、捕獲は被害状況に応じて実施する。</p> <p><b>カラス類</b> 被害農家団体からの依頼に基づく有害鳥獣捕獲を原則とし、被害の程度に応じた1回当たりの捕獲数を100羽までとして乱獲を抑える。</p> <p><b>ニホンザル</b> 農業に被害をもたらす有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先し、農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第4次ニホンザル管理計画」に基づく個体群管理及び捕獲計画数の設定を行い、捕獲は被害状況に応じて実施する。</p> <p><b>イノシシ</b> 農業に被害をもたらす有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先し、農作物被害は被害程度や再発性を考慮し「第1次イノシシ管理計画」に基づく個体群管理及び捕獲計画数の設定を行い、捕獲は被害状況に応じて実施する。</p>

## ニホンジカ

農林業に被害をもたらす有害鳥獣捕獲を実施する際は、人家の近くや通学路周辺など人身被害の恐れがある場合を優先し、農林業被害は被害程度や再発性を考慮し「第1次ニホンジカ管理計画」に基づく個体群管理及び捕獲計画数の設定を行い、捕獲は被害状況に応じて実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	「第4次ツキノワグマ管理計画」の個体数管理に基づく捕獲数		
カラス類	900羽	900羽	900羽
ニホンザル	「第4次ニホンザル管理計画」の個体群管理に基づく捕獲数		
イノシシ	「第1次イノシシ管理計画」の個体群管理に基づく捕獲数		
ニホンジカ	「第1次ニホンジカ管理計画」の個体群管理に基づく捕獲数		

捕獲等の取組内容
<p><b>ツキノワグマ</b> 被害状況や目撃情報に応じて実施隊員との連携を図り捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p><b>カラス類</b> 被害防止のため年2回の市内全域一斉捕獲と狩猟期間の捕獲を実施する。</p> <p><b>ニホンザル</b> 被害状況や目撃情報に応じて実施隊員との連携を図り捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p><b>イノシシ</b> 被害状況や目撃情報に応じて実施隊員との連携を図り捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p><b>ニホンジカ</b> 被害状況や目撃情報に応じて実施隊員との連携を図り捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
箱わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、ツキノワグマ等大型獣類に対して半矢を防ぐことや仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。 ライフル銃の使用にあたっては、安土(あづち:バックストップともいう。)の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	ツキノワグマ(人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし
ニホンザル	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ~ 令和5年度	ツキノワグマ カラス類 ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマ、イノシシの目撃の通報があった場合は、市のホームページやツイッターから目撃情報や位置情報を発信し注意喚起を行う。</li> <li>・「ツキノワグマ出没注意報・警報」並びに目撃情報を基に、地域住民との連携を図りながら被害防止対策の啓発を行う。</li> <li>・行政・警察・猟友会によるパトロールを実施し、被害及び出没状況の詳細情報を収集し共有する。</li> <li>・放任果樹の除去や被害防止に関する情報提供を行う。</li> <li>・ニホンザルについては、群れの構成と加害レベルの把握に努める。</li> <li>・イノシシ・ニホンジカについては、目撃・被害の情報収集を行い関係機関に情報を提供し被害防止対策に努める。</li> </ul>



5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大館市 (産業部林政課)	関係機関や庁内部署との連絡・調整を図り、被害防止・捕獲等の実施主体となる。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの「別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割」に基づき対応する。
大館警察署	住民生活の安全を守る立場から、銃器等の使用に関する指導、監督を行う。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの「別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割」に基づき対応する。
大館市猟友会	銃器等を用いた捕獲に直接関わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に務める。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの「別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割」に基づき対応する。
鳥獣被害対策実施隊	実践的な活動を担う立場から、被害防止策の適切な実施を行う。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの「別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割」に基づき対応する。
秋田県北秋田地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	有害鳥獣捕獲許可を行う立場から指導、助言及び許可を行う。 ツキノワグマの市街地等の出没に対し、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルの「別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割」に基づき対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙
----

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき適切に処理する。
-------------------------------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有害捕獲で捕獲されたツキノワグマは自家処理されているため、食品としての利用については需要と供給、流通や販売などの環境整備などが整っていないことから利用は困難である。利活用については、今後の課題である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大館市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
大館市 (産業部林政課)	被害防止対策・有害鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。
大館警察署	目撃情報、人身被害等に関する情報提供及び銃器や火薬の使用に関する指導・監督、鳥獣害対策への提言・助言を行なう。
大館市猟友会	銃器等を用いた捕獲活動等に直接関わる立場から、鳥獣捕獲・個体数調査等の従事者として提言・助言を行う。
あきた北農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	有害鳥獣捕獲許可及び「第4次ツキノワグマ管理計画」、「第4次ニホンザル管理計画」、「第1次イノシシ管理計画」、「第1次ニホンジカ管理計画」の実施者として鳥獣害対策への提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
秋田県生活環境部自然保護課	県内全域の出没等の情報提供や人身被害及び農作物被害の防止対策について、野生鳥獣の生態・防除・捕獲に関する専門的立場から指導、助言を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

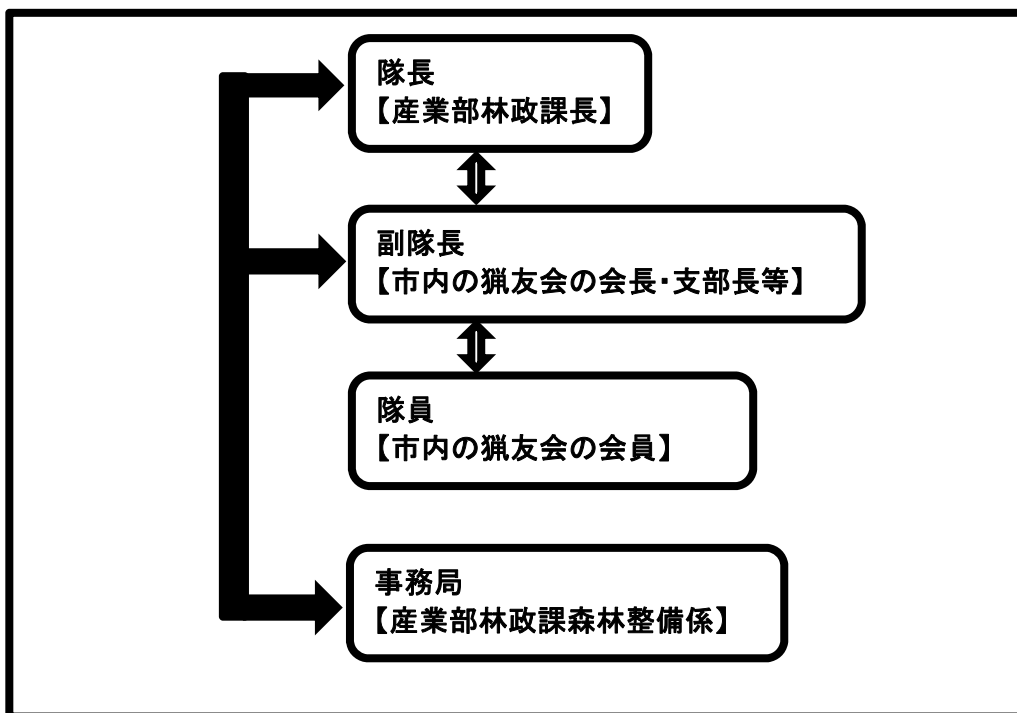
大館市鳥獣被害対策実施隊は市職員及び大館市猟友会員で組織し、大館市鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の情報収集及び捕獲等を行い、被害防止対策を適切に実施する。

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員は、実施隊員の中から対象鳥獣の捕獲に従事することが見込まれる者を併せて指名する。

大館市鳥獣被害対策実施隊の構成員

- ・隊長 大館市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する課の長
- ・副隊長 大館市内の猟友会の会長・支部長等（事務局から連絡を受ける者）
- ・隊員 大館市内の猟友会の会員
- ・事務局 大館市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する職員

大館市鳥獣被害対策実施隊構成図



### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

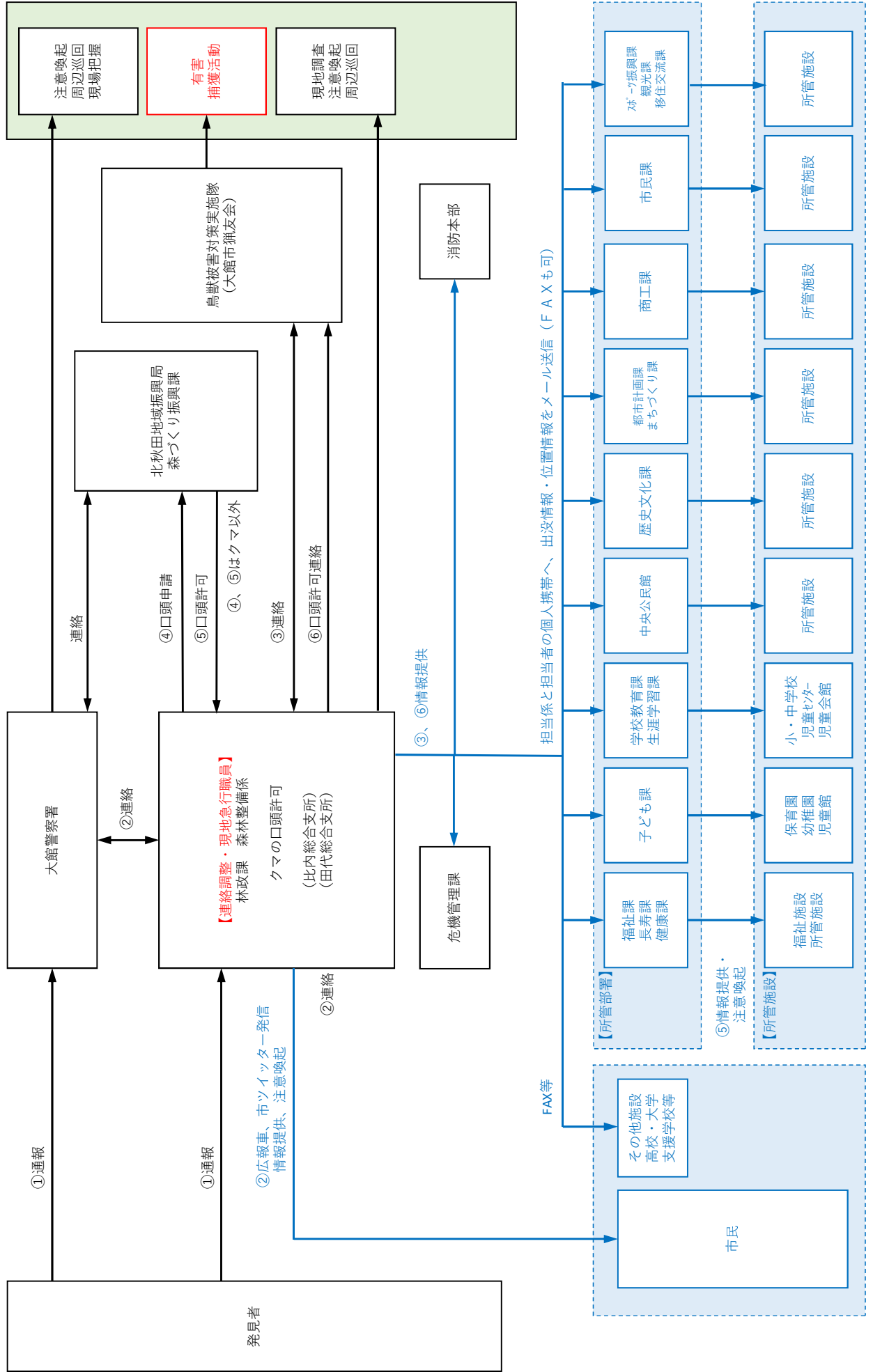
北東北二ホンジカ広域連携対策協議会や白神地域野生鳥獣被害対策情報交換会へ参加し、そこで得た有効な対策等を連携して実施していく。

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、関係機関ごとの体制、役割分担及び対応、連絡体系について別途「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に定める。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、大館市との友好都市や東北、県境市町村及び県内近隣市町との情報交換や協議を行う。

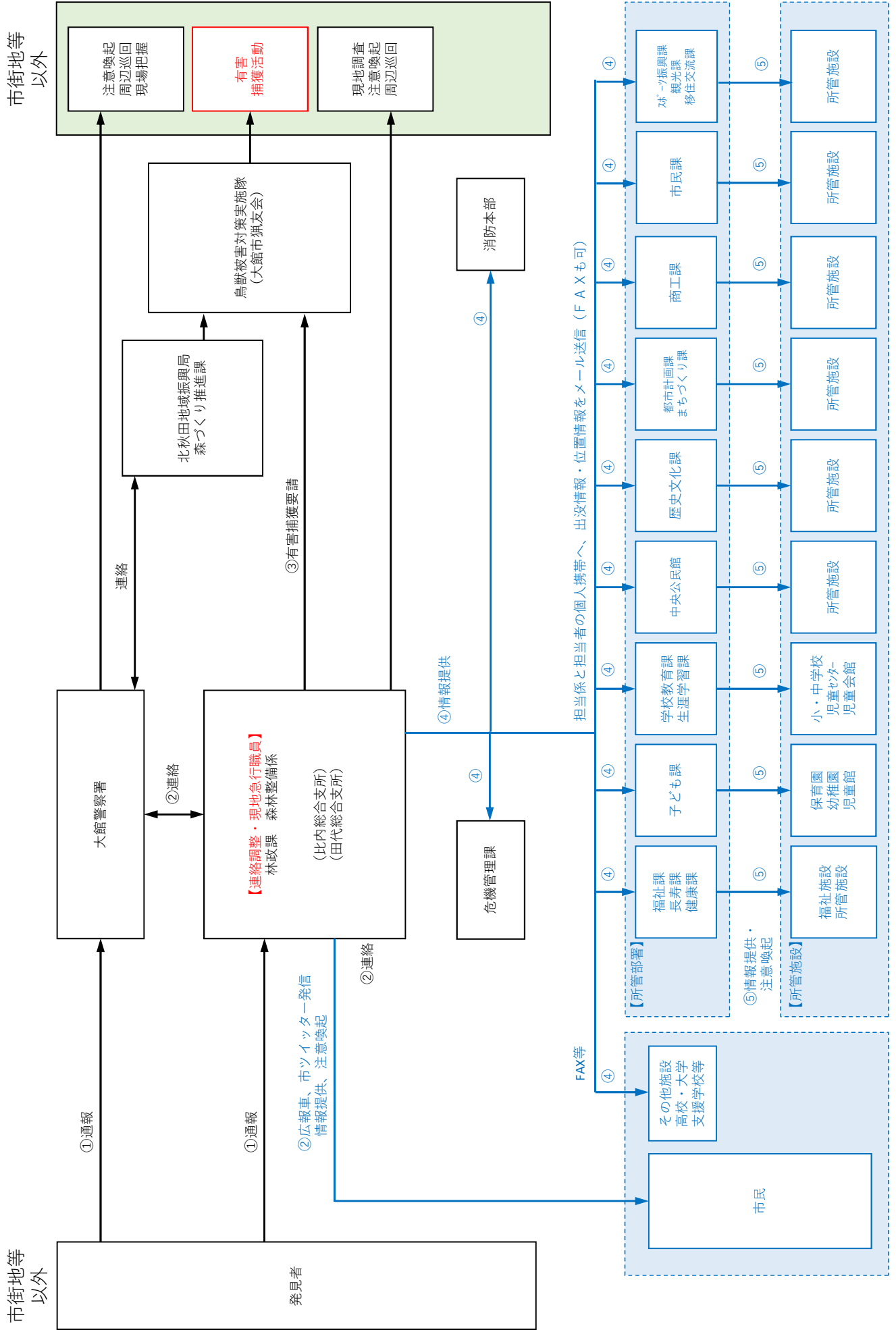
# 緊急時連絡網



ツキノワグマ市街地等出沒対応マニュアル  
別表2 緊急連絡体系図(1/3)

通常出沒時

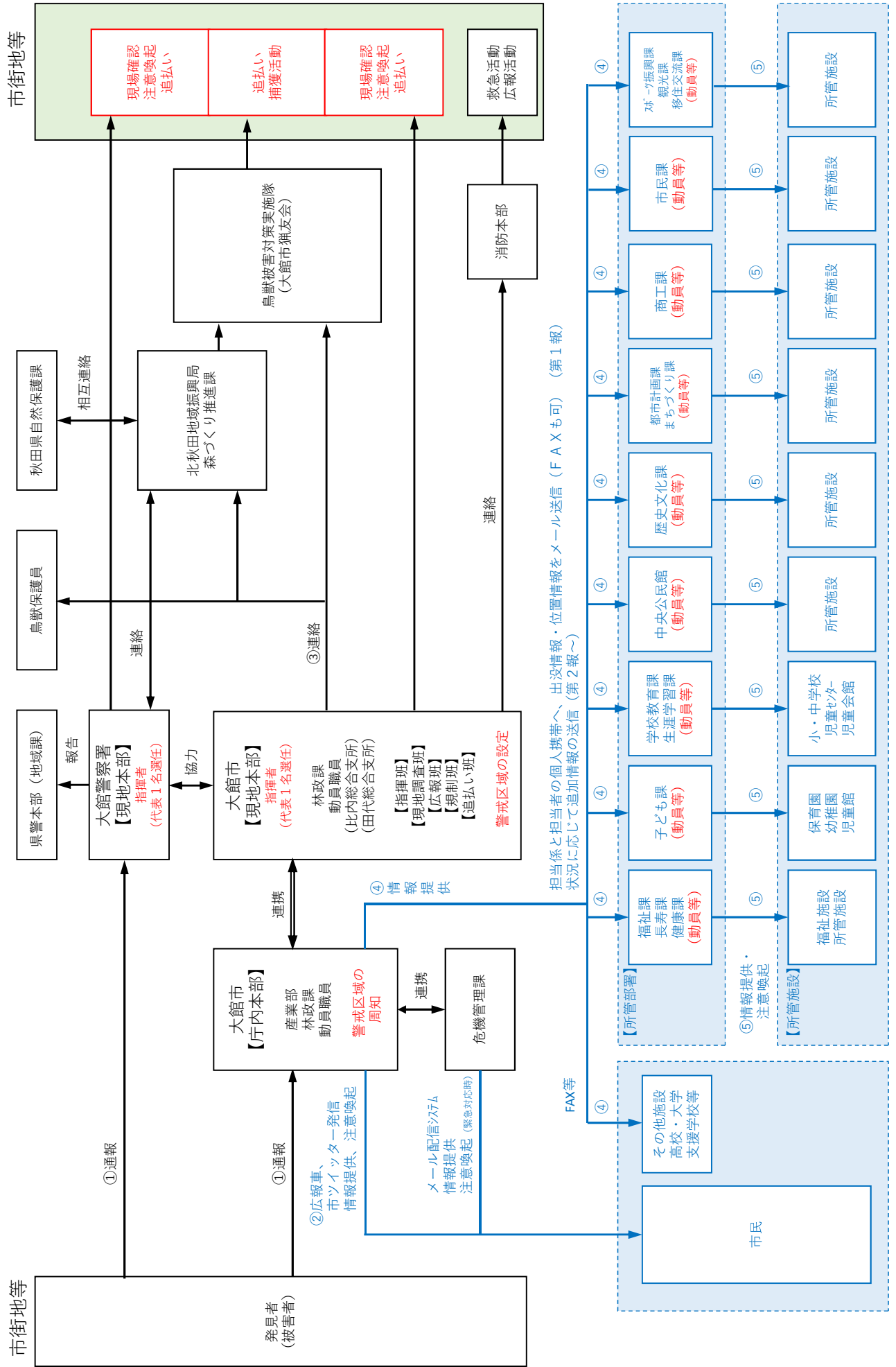
市街地等以外で通常の出沒目撃や出沒の痕跡・農作物被害





# ツキノワグマ市街地等出沒対応マニュアル 緊急連絡体系図 (3 / 3)

**緊急出動レベル**  
市街地等にツキノワグマが留まり人身被害が発生する  
危険性が高い



ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル

別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割

		通常出没時の対応【林政課対応】	「監視警戒レベル」【林政課対応】	「緊急出動レベル」【産業部対応～全庁対応】
機 関		<p>【<b>出没状況</b>】</p> <p>市街地等以外における通常の出没対応時</p> <p>【<b>出没事例</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山村部で目撃や出没の痕跡があり、周辺住民に注意喚起が必要である</li> <li>・農村部の田畑で農作物被害が発生した</li> </ul>	<p>【<b>出没状況</b>】</p> <p>市街地等でツキノワグマの目撃情報があり、現時点で人身事故発生の危険性は低いと再出沒する危険性がある状況</p> <p>【<b>出没事例</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等にツキノワグマの痕跡があるが、既に立ち去っている</li> <li>・市街地等の近くでツキノワグマが徘徊または留まっている</li> </ul>	<p>【<b>出没状況</b>】</p> <p>市街地等にツキノワグマが留まっている又は遺体しているとの情報があり、人身被害が発生する危険性が高く、緊急的な対応を必要とする状況</p> <p>【<b>出没事例</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等でツキノワグマによる人身事故が発生した</li> <li>・ツキノワグマが市街地等を徘徊または留まっている</li> <li>・ツキノワグマが施設等に侵入または立てこもっている</li> </ul>
	林政課	<p>【<b>連絡調整・現地急行職員</b>】【林政課・森林整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ツイッターによる市民への情報提供及び注意喚起</li> <li>・庁内メール等により各部署担当者へ情報提供</li> <li>・大館警察署との情報共有</li> </ul> <p>【<b>現地での対応・確認事項</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃周辺での広報車による注意喚起の広報</li> <li>・目撃地点周辺の状況調査(痕跡・進入ルート確認等)</li> <li>・必要に応じて自治会長への情報提供及び注意喚起</li> </ul> <p>【<b>現地の状況から必要と判断される場合</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導(ツキノワグマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導)</li> <li>・箱罟等による有害鳥獣捕獲の実施(捕獲許可後、鳥獣被害対策実施隊に要請)</li> </ul>	<p>【<b>連絡調整職員</b>】【林政課・木材産業係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ツイッターによる市民への情報提供及び注意喚起(第1報～)</li> <li>・庁内メール等により各部署担当者へ情報提供(第1報～)</li> <li>・大館警察署との情報共有</li> <li>・現地職員と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等)</li> <li>・自治会長への情報提供及び注意喚起</li> <li>・対応状況の記録等</li> </ul> <p>【<b>現地急行職員</b>】【森林整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃周辺での広報車による注意喚起の広報</li> <li>・大館警察署との情報共有</li> <li>・連絡調整職員への状況報告</li> <li>・目撃地点周辺の状況調査(ツキノワグマ探索・痕跡・進入ルート確認等)</li> <li>・緊急時に備えた有害捕獲許可申請等(※市町村による口頭許可) <ul style="list-style-type: none"> <li>①市実施隊への連絡・出動要請</li> <li>②秋田県等、関係機関への状況報告</li> </ul> </li> </ul> <p>【<b>現地の状況から必要と判断される場合</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導</li> <li>・ツキノワグマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導</li> <li>・市街地等の周辺部における追払いや、箱罟等による有害捕獲の実施(鳥獣被害対策実施隊、大館警察署と連携して実施)</li> </ul>	<p>【<b>庁内・現地本部の設置・総括</b>】【産業部長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三役、議会等への現状報告</li> <li>・報道機関に対する対応</li> </ul> <p>【<b>庁内本部職員</b>】【林政課・農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地本部との連絡調整</li> <li>・状況の把握、記録(ツキノワグマの動向、警戒区域の設定・解除、現地本部の動き等)</li> <li>・周辺住民等の屋内退避、誘導等に関する庁内各課室との連絡調整、指示</li> <li>・職員の緊急出動に係る各部署との調整・出動依頼、出動状況の把握(第1動員:農政課 / 第2動員:商工課 / 第3動員:全庁)</li> </ul> <p>【<b>連絡調整職員</b>】【木材産業係・農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ツイッターによる市民への情報提供及び注意喚起</li> <li>・庁内メールにより各部署担当者へ情報提供</li> <li>・現地本部、庁内本部と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等)</li> <li>・現地対応に要する物品等資材調達、送付等</li> <li>・動員職員の配置に係る支援</li> <li>・対応状況の記録等</li> </ul>
大館市	大館市鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林政課からの要請に基づく有害鳥獣捕獲の実施</li> <li>・出没地点周辺の状況調査及び指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動要請により現地急行班と合流後、林政課と連携して状況調査を実施</li> <li>※万が一に備え、銃砲を準備の上で出動</li> <li>・必要に応じて、大館警察署、林政課と連携し、追払いや有害捕獲を実施</li> </ul>	<p>【<b>現地指揮者(代表1名を選任)</b>】【林政課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地本部の設置及び現地指揮(大館警察署との連携による運営)</li> <li>・庁内本部との連絡調整</li> <li>・警戒区域の設定・解除(大館警察署、市実施隊との協議による)</li> <li>・ツキノワグマの排除方法等の協議・決定(林政課、大館警察署、市実施隊による協議)</li> <li>・班の編成(※)及び人員振り分け(緊急出動職員を含む)</li> <li>・報道機関に対する対応</li> </ul> <p>※【<b>各班毎の役割は以下のとおり</b>】</p> <p>【<b>指揮班</b>】(森林整備係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の指揮統制・庁内本部との連絡調整・対応方針の決定等</li> </ul> <p>【<b>現地調査班</b>】(森林整備係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマの動向把握(追跡、監視)</li> <li>・周辺の状況・痕跡等の確認、追払いルート等調査</li> </ul> <p>【<b>広報班</b>】(森林整備係ほか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する広報車等による注意喚起</li> <li>・警戒区域内の住民に対する屋内退避等の指示</li> </ul> <p>【<b>規制班</b>】(農政課・商工課ほか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内における車両・歩行者の通行規制等、安全の確保</li> </ul> <p>【<b>追払い班</b>】(森林整備係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追払い・捕獲等の際における周囲の退避誘導等</li> <li>・捕獲が行われる場合の市実施隊のサポート等</li> <li>・林政課、市実施隊、大館警察署と連携しての追払い・捕獲等</li> </ul> <p>・出動要請により現地本部と合流後、【<b>現地調査班</b>】及び【<b>追払い班</b>】に従事</p> <p>※万が一の緊急避難措置に備え、後方支援を基本とする</p> <p>・ツキノワグマの排除方法等の協議・決定(林政課、大館警察署、市実施隊による協議)</p> <p>・緊急避難措置としての発砲指示等があった際の銃砲による捕獲</p>
	比内総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没情報等があった場合は林政課森林整備係へ情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没情報等があった場合は林政課森林整備係へ情報提供</li> </ul>	<p>【<b>現地本部</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報班、規制班の業務を行う</li> </ul>
	田代総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて、現場確認や注意喚起の広報、看板設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林政課【<b>現地急行班</b>】との連携</li> </ul>	
	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内メールによる出没情報等から目撃・位置情報等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急出動レベルへの移行に備えた準備(※待機)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時一斉配信メールによる市民への情報提供及び注意喚起(緊急対応時)</li> </ul>
	福祉課・子ども課・長寿課・観光課・スポーツ振興課・都市計画課・歴史文化課・その他課室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内メール等による出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設等に対する情報提供と注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内メール等による出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設等に対する情報提供と注意喚起</li> <li>・緊急出動レベルへの移行に備えた準備(※待機)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※基本的に職場において連絡調整に従事</li> <li>・近隣の所管施設、関連機関・施設、に対する情報提供及び注意喚起(別表3参照)</li> <li>・現地本部、関連機関への応援職員派遣(緊急出動員の必要が生じた場合)</li> </ul>
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起</li> <li>・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起</li> <li>・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起</li> <li>・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保</li> <li>・現地本部、小中学校等への応援職員派遣(緊急出動員の必要が生じた場合)</li> </ul>
	大館警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する注意喚起</li> <li>・出沒地周辺の巡回パトロール</li> <li>・現場周辺の状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する注意喚起</li> <li>・出沒地周辺の巡回パトロール</li> <li>・出沒地周辺の状況把握(林政課【<b>現場急行班</b>】との連携、情報共有)</li> </ul>	<p>【<b>現地本部</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地本部の設置及び現地指揮(林政課との連携による運営)</li> <li>・警戒区域の設定・解除(林政課、市実施隊との協議による)</li> <li>・ツキノワグマの排除方法等の協議・決定(林政課、大館警察署、市実施隊による協議)</li> </ul>
	大館消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内メール等による出没情報等から目撃・位置情報等の把握</li> <li>・人身事故の場合に負傷者の救護等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内メール等による出没情報等から目撃・位置情報等の把握</li> <li>・人身事故の場合に負傷者の救護等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身事故の場合に負傷者の救護等</li> <li>・現地本部の活動支援</li> </ul>
秋田県	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援、助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合)</li> <li>※必要に応じ、対応方法等に関する助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地状況を把握の上、対応方法等に関する助言、支援、現地本部に合流</li> <li>・麻酔薬の使用に関する協議及び連絡調整</li> <li>・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合)</li> <li>・その他関係機関との連絡調整</li> </ul>
	北秋田地域振興局(森づくり推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲等対応に関する助言、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方法等に関する助言、支援</li> <li>・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地状況の確認、記録等</li> <li>・対応方法等に関する助言、支援</li> <li>・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起</li> </ul>